

自立的地域活用型再生可能 エネルギー設備等導入 補助事業

■自立的地域活用型再エネ導入等計画の認定および導入支援制度

- 府内の事業所において、自己消費を目的に再生可能エネルギー設備及び効率的利用設備（蓄電池、EMS）の新設・増設に要する経費の一部を補助。
- 平成27年度から事業を実施。令和5年度の採択実績は全8件。
※ 補助金申請前に、京都府の条例に基づく計画認定を受ける必要あり。

	中小事業者等	非営利団体等
対象者	中小企業者、中小企業等協同組合、医療法人、一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、個人事業者 等	特定非営利活動法人、一般社団法人、一般財団法人、その他知事が定める団体
対象事業	再生可能エネルギー設備と効率的利用設備（蓄電池・EMS）を新設・増設し、自己消費を目的として発電を行う事業 ※自己消費を目的とするため、FITによる全量売電は認められません。	地域住民と協働し、再生可能エネルギー設備を新設・増設し、得られたエネルギーを当該地域で利用する事業
対象設備	・再生可能エネルギー設備 (太陽光発電等) ・効率的利用設備 (蓄電池・EMS 等)	・再生可能エネルギー設備 (太陽光発電設備は対象外)

■募集期間・事業期間・申請の流れ等

Step① 計画認定（認定に係る相談）

【窓口】京都府 総合政策環境部 脱炭素社会推進課

【期間】随時

【概要】京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく
自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける。



Step②-1 補助金申請

【窓口】一般社団法人京都知恵産業創造の森

【期間】R6.5又は6月～予算到達まで

【概要】Step①の認定を受けた計画書、その他
必要書類を提出し、補助金を申請する。

Step②-2 事業税の減免

【窓口】京都府



Step③-1 実績報告及び補助金の交付

【窓口】一般社団法人京都知恵産業創造の森

【期間】R 7. 2月頃まで

【概要】事業を実施し、実績報告を行う。現地検査
を経て補助金を交付。

本年度補助金の
制度詳細は検討中



■ 問合せ窓口

Step① 府；計画認定

- 京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例に基づく自立的地域活用型再生可能エネルギー導入等計画の認定を受ける。

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課

TEL : 075-414-4298

住所：京都市上京区下立売通新町西入薮ノ内町（京都府庁 2号館 2階）

Step②-1 知恵森；申請書類の提出等

- 左記①に関する書類及び本補助事業に必要な資料をご提出いただく。

京都知恵産業創造の森

TEL : 075-353-2303

住所：京都市下京区四条通室町東入函谷鉢町78番地 京都経済センター 3階